平成２２年（フ）第２４７号
新潟市中央区美咲町１丁目22番14号
債務者　山口登喜夫
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４８号
新潟市中央区美咲町１丁目22番14号
債務者　山口　尚子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９９号
新潟市北区太夫浜新町２丁目４番12号
債務者　古俣　正伸
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４００号
新潟市東区大形本町５丁目３番61号、前住所奈良市西大寺国見町１丁目６番５号　明光ビル501号
債務者　片野　和夫
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１８号
新潟市西区五十嵐中島５丁目４番25号
債務者　山崎　広美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３０号
新潟県五泉市猿和田1144番地、前住所群馬県前橋市川曲町471番地２　リバーターン101号
債務者　舩久保幸雄
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４０号
新潟市北区早通北５丁目１番31―18号、前住所新潟市北区早通北５丁目２番40―52号
債務者　佐藤　正男
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０号
静岡県掛川市亀の甲１丁目11番５号　フローレンスⅠ―104号室
債務者　小林　純子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
三重県松阪市東町570番地　幸生改良住宅１棟５号
債務者　石原　　惠
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第５７号
京都府与謝郡与謝野町字三河内７番地11
債務者　釆尾　留美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１７号
京都府綾部市大畠町竹ヶ谷27番地の９
債務者　矢野　勝久
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
京都府福知山市字堀2258番地の１　市営東堀団地105号
債務者　林　　翔
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
京都府福知山市字堀2258番地の１　市営東堀団地105号
債務者　林　亜裕美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１１１６号
堺市西区鳳東町６丁656番地１　607号、前住所堺市東区野尻町409番地２
債務者　松下　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１１８号
大阪府松原市北新町６丁目147番地の10
債務者　山口ケイノ
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１３５号
堺市北区中百舌鳥町４丁１番地４　シティサイドアベニュー405号
債務者　松原　真代
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１６１号
堺市東区日置荘西町５丁13番34号
債務者　森下　恵美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係